

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(4)	(3)	(5)	(4)	(4)	(5)	(3)	(2)	(4)	(2)
正解率									
52%	80%	82%	90%	77%	65%	98%	88%	76%	74%

1 表現の自由 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最大決昭 44・11・26)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最大決昭 44・11・26)。
- (4) 誤り。 判例は、マス・メディアに対する知る権利 (アクセス権) は、公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちょさせ、表現の自由を間接的に侵す危険につながるおそれがあるとして、成文法の根拠がない限り認められないとしている (最判昭 62・4・24)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。「結社の自由」には、団体を結成・加入しない、団体から脱退する、という消極的な自由も含まれる。

2 司法権 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。なお、家庭裁判所は、通常裁判所に上訴することがきることから、特別裁判所に当たらない。
- (3) 誤り。 憲法 76 条 2 項後段は、行政機関の終審裁判を禁止したものであって、前審としての裁判まで禁止したものではない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 55 条、64 条)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭 25・2・1)。

3 行政処分 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。例えば、外国人帰化の許可(国籍法 4 条 2 項)や、鉱業権設定の許可 (鉱業法 21 条) など。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。例えば、食品衛生法に基づく営業許可、旅館業法に基づく旅館業の経営許可、風適法に基づく風俗営業の許可など。

- (3) 正しい。 枝文のとおり。例えば、農地法上の農地の権利移転に対する農業委員会の許可など。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。例えば、危険防止のための措置命令や、営業停止命令など。
- (5) 誤り。 行政行為の取消しは、取消対象となる行政行為の効力を成立時にさかのぼって失わせる行政行為である。行政行為の効力を将来に向かって失わせる行政行為は、撤回である。

4 警職法6条

正解(4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(警職法6条1項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(警職法6条2項)。
- (4) 誤り。 警職法6条2項の要求を行うには、その場所が公開の場所であって、かつ公開時間中であれば足りる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(警職法6条4項)。

5 緊急避難

正解(4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(刑法37条1項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。避難行為が、現在の危難と無関係の第三者に向けられる場合を攻撃的緊急避難といい、現在の危難に向けられる場合を防衛的緊急避難という。
- (4) 誤り。 「やむを得ずにした行為」とは、正当防衛と文言は同一であるが、緊急避難では、危難回避のため、より侵害性の低い行為が他に存在しないこと、すなわち、補充性が要求されるのに対し、正当防衛では防衛行為の必要性・相当性が要求されるにすぎない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(刑法37条1項ただし書)。

6 逃走罪

正解(5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。看守者等の実力的支配を完全に脱した時点で既遂になる。
- (3) 正しい。 「勾引状の執行を受けた者」には、勾引された証人のほか、通常逮捕された者も含まれる(刑法98条)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(刑法99条)。

- (5) 誤り。 逃走援助罪の成立には、現実には被拘禁者が逃走行為に着手することは必要でなく、逃走の危険を生じさせる行為が開始されたことで足りる（刑法 100 条 1 項）。

7 窃盗罪 正解 (3)

- (1) 正しい。枝文のとおり。禁制品であっても、法的手続によらずに剥奪されない利益を肯定することができる。
- (2) 正しい。判例は、枝文と同様の事案について、被害者の占有を肯定し窃盗罪が成立するとしている（最決平 16・8・25）
- (3) 誤り。判例は、被害者が生前有していた財物の所持は、その死亡直後においてもなお継続して保護するのが法の目的にかなうとして、窃盗罪の成立を肯定している（最判昭 41・4・8）。
- (4) 正しい。窃盗罪が成立するには、不法領得の意思として、「権利者を排除して他人の物を自己の所有物として、その経済的用法に従い利用処分する意思」を必要とする。枝文の場合、利用処分意思を欠くものであり、窃盗罪は成立しない（大判昭 9・12・22）。
- (5) 正しい。枝文のとおり。現金に対する銀行の占有を新たに侵害するものであるから、別途窃盗罪が成立する。

8 告訴 正解 (2)

- (1) 正しい。枝文のとおり（最判昭 45・12・22）。
- (2) 誤り。法定代理人の告訴権は固有権であるから、被害者本人の意思に反しても告訴をすることができるし、本人の告訴権が消滅しても告訴できる。
- (3) 正しい。刑訴法 238 条 1 項。
- (4) 正しい。刑訴法 235 条 1 項ただし書 1 号、刑法 177 条。
- (5) 正しい。刑訴法 237 条 1 項、2 項。

9 勾留 正解 (4)

- (1) 正しい。刑訴法 204 条 1 項本文、205 条 1 項。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。刑訴法 208 条 1 項。
- (4) 誤り。勾留の取消しと異なり、勾留の執行停止は職権による場合のみであり、請求による場合は認められない（刑訴法 207 条 1 項・95 条）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 429 条 1 項 2 号）。

10 供述拒否権

正解(2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(東京高判昭26・6・18)
- (2) 誤り。 弁解の機会の付与(刑訴法203条1項)は、犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げれば足り、供述拒否権を告知する必要はない(最判昭27・3・27)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(刑訴法198条2項)。
- (4) 正しい。 198条1項ただし書きの定める取調べ受忍義務は、当該事件に関する取調べに限らず、余罪に関する取調べについても負うものと解されている。
- (5) 正しい。 参考人に対しては、供述拒否権の告知は要求されていない(刑訴法223条2項は同法198条2項を準用していない)。